

# HP 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険料率の見直しについて～

### ■ 保険料率が変わりました

保険料は2年ごとに定める保険料率をもとに決めることとなっています。  
平成30・31年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成28・29年度 (年間) 49,809円	⇒	平成30・31年度 (年間) 50,205円 (396円増)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成28・29年度 (年間) 10.51%	⇒	平成30・31年度 (年間) 10.59% (0.08ポイント増)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成28・29年度 (年間) 57万円	⇒	平成30・31年度 (年間) 62万円 (5万円増)

### ■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



### ■ 所得割の軽減が見直しされました

- 平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

所得割	平成29年度	平成30年度
本来納めていただく所得割額 (10割)	↓ 2割軽減 納付額 (8割)	納付額 (10割)

### ■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- 後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。  
※所得割は、かかりません。

【平成29年度】

均等割
7割軽減



【平成30年度から】

均等割
5割軽減

均等割	平成29年度	平成30年度
本来納めていただく均等割額 (10割)	↓ 7割軽減 納付額 (3割)	↓ 5割軽減 納付額 (5割)

▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

**平成30年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。**

お問合せ 国保年金課 高齢者医療担当 ☎21-3185